とうきょう さんぱい

第32巻第8号　通巻第303号
平成27年11月10日発行

建設廃棄物委員会　三団体合同施設見学会

杉田グループ ㈱市原ニューエナジーを訪問
勉強会は建設汚泥・PCB・法改正の3テーマで開催

安全衛生研修会　産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について

関東地域協議会　事務担当者会議開催報告

新規事業　電子マニフェスト操作体験セミナー

青年部だより　エコアイランド宮古島視察研修会

女性部だより　施設見学会～㈱クマクラ・石坂産業㈱ 訪問～

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

Recycle Quality

リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

オフィス工場 ⇒ プラスチック 紙 繊維 木 金属
- 〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・フラフ燃料 → 各種企業、発電会社など
  - ●CO_2削減を通じて、地球温暖化を抑制します。
  - ●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。
- 〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー
  - ●限りある資源の有効活用につながります。

陸送に比べてCO_2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2014年度 中間処理業 収集運搬業（積替え保管を除く）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076

優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうぎょう 検索
http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0063 東京都江東区和倉2-8-25 TEL.03-3522-1011 FAX.03-3522-1919
IS 33201/JIS Q 27001

リサイクル&クリーン事業の 安心・安全・快適 をサポート

トータルリサイクル施設　三凌愛川リサイクルセンター

堆肥化処理プラント

選別処理プラント

汚泥処理プラント

剪定枝処理プラント

三凌愛川リサイクルセンターは、廃棄物に応じて4つのプラントでリサイクルをおこなう処理施設です。

堆肥化処理プラント ・・・ 動植物性残さ、木くずを堆肥化

選別処理プラント ・・・ 廃棄物7品目の機械選別をおこない再資源化

汚泥処理プラント ・・・ 汚泥の減容化と路盤材の原料化

剪定枝処理プラント ・・・ 剪定枝のチップ化をおこない再資源化

ISO 14001 JQA-EM0918　JAB EMS Accreditation RE006

優良産廃処理業者 認定取得
全工場 ISO14001 認証取得

かながわリサイクル認定製品

かながわリサイクル認定製品「サンリョウ有機」

食品残さと剪定枝のオガ屑由来の堆肥を販売して以来15年以上、生産農家の皆様より安心安全の信頼を築いて参りました。

2015 年度 収集運搬業（積替え保管を除く）
産廃エキスパート
認定番号 3 - 14 - A0030

エコアクション21
認証・登録番号 0003618

株式会社 三凌商事

〒194-0036 東京都町田市木曽東1-34-6 TEL 042-726-2647
支社 横浜 川崎 相模原 厚木 愛川 FAX 042-727-6743
SANRYO ホームページアドレス http://www.tyo-sanryo.co.jp

CONTENTS

建設廃棄物委員会
(一社) 東京建設業協会・(一社) 東京建物解体協会との合同施設見学会
杉田グループ　㈱市原ニューエナジーを訪問
勉強会は建設汚泥・PCB・法改正の 3 テーマで開催 ・・・・・・・・・・・ 2

安全衛生研修会
産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について ・・・・・・・・・ 6

関東地域協議会
事務担当者会議開催報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

平成 27 年度新規事業
電子マニフェスト操作体験セミナー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

青年部だより
エコアイランド宮古島視察研修会
～島嶼(しょ)型低炭素社会システムを学び清掃ボランティアにも参加～ ・・・・・・・・・・・ 12

女性部だより
平成 27 年度　施設見学会
～ ㈱クマクラ・石坂産業㈱ 訪問 ～ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

委員会報告　（青年部、医療廃棄物委員会） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
身近なヒヤリ・ハット事例　Part 91 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
講師余談・古代史散歩　大王だけのものでなかった？巨大古墳 ・・・・・・・・・・・・・・・ 20
投稿・TTT 会だより　第 11 回銚子マリーナトライアスロン大会 ・・・・・・・・・・・・・・ 22
協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
よろず相談　税務・平成 27 年税制改正 他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
表紙の言葉 ・・ 15

題字 : 東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

㈳東京建設業協会・㈳東京建物解体協会との合同施設見学会

杉田グループ　㈱市原ニューエナジーを訪問
勉強会は建設汚泥・PCB・法改正の3テーマで開催

平成27年10月22日㈭、東京都産業廃棄物協会・建設廃棄物委員会（鈴木委員長）は㈳東京建設業協会、㈳東京建物解体協会との合同施設見学会を実施し、杉田グループの㈱市原ニューエナジー（千葉県市原市万田野）を訪問した。同社の高効率廃棄物発電および、杉田建材㈱の低濃度PCB廃棄物の無害化処理等について説明を受けた後、関連施設を見学した。都内に戻り、東京建設業協会会議室（中央区八丁堀）において、東京都環境局資源循環推進部より講師を招き3つのテーマで勉強会を実施した。施設見学会には計30名、勉強会には計35名が参加した。（取材・塩沢 美樹）

杉田グループ　施設見学

団体用の貸切バスで混雑する東京駅丸の内鍛冶橋駐車場を出発し、東京湾アクアラインを利用して、㈱市原ニューエナジーへ向かった。

千葉県のぼぼ中央に位置する市原市は、東京湾から房総丘陵にかけて東西22km、南北36kmと細長く、同社のある市原市万田野の近隣には、養老渓谷や高滝ダムなど風光明媚な名所が数多く存在している。市北部の臨海部はわが国有数の工業地帯であり、ゴルフ場の数が全国一多いことでも知られている。

市南部の丘陵地帯に、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物、一般廃棄物の各種処理施設と安定型処分場等を有する杉田グループは、杉田建材㈱を中心に、地域と密接に連携した環境事業を展開している。

予定より早い到着にもかかわらず、杉田昭義社長をはじめ社員の方々に快く出迎えられ、はじめに会議室において、グループ各社の事業について説明を受けた。

㈱市原ニューエナジーにて

杉田社長の挨拶に続き、斉藤雅博氏（㈱市原ニューエナジー 事業推進部兼プラント管理部次長）より、説明いただいた。

●熱回収率23.9%

市原ニューエナジーは、建設系廃棄物のマテリアルリサイクル後に発生する可燃性残さを、廃棄物燃料としてサーマルリサイクルすることを目的に、平成16年に設立された。可燃性残さを排出する産業廃棄物処理業者や環境設備メーカ等4社が、それぞれ得意分野のノウハウを活かしながら4社で行う共同出資事業である。

1日96tの処理能力を有する特殊階段型ストーカ炉において、一般廃棄物及び産業廃棄物を焼却し、焼却熱を回収して1,950kWの発電を行う。熱回収率10%以上の事業者のみが認定される「熱回収施設設置者認定」の千葉県認定第1号を受けており、同施設ではこの割合が23.9%と高効率な熱回収を実現している。発電した電力は、施設内消費電力を除き、PPS事業者（特定規模電気事業者、いわゆる新電力会社）へ売却される。さらに、発電に使ったあとの蒸気で作られた温水は、隣接する農業用温室へ供給される。この温室では、みょうがの水耕栽培が行われている。温室の働き手は近隣の地域から雇用されており、地域産業の振興と雇用創出に貢献している。

杉田社長（右）と斉藤次長

●低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理

続いて、杉田建材㈱の市原サーマルセンターについて、福田晃司氏（杉田建材㈱ 環境事業本部 市原サーマルセンター 低濃度 PCB 無害化処理推進 G 次長）に説明いただいた。

福田次長

同センターは平成6年に操業を開始した。産業廃棄物・特管産業廃棄物及び一般廃棄物の破砕・焼却を行っている。

また、平成 25 年 10 月、低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を取得、平成 27 年 3 月には、品目等を拡大して、2 回目の認定を受けた。微量 PCB 汚染廃電気機器等の絶縁油だけでなく筐体（きょうたい）や汚染物・処理物まで処理できる、関東で初めての施設である。

PCB 運搬登録車両にて安全に運搬された微量 PCB 汚染廃電気機器等は、処理形態に応じて前処理作業（抜油・解体・プレス・詰め替え）の後、焼却用コンテナ等に収納したまま固定床炉へと運ばれ、焼却処理される。固定床炉では 850℃以上の高温で 4 時間以上かけて焼却を行うため、廃電気機器等に付着した PCB は完全に加熱分離され、ガスは 850℃以上でガスの滞留時間が 2 秒以上のストーカ炉に導入して無害化処理される。1日に固定床炉2基で最大 24t の処理が可能となっている。また、廃電気機器等から抜油した微量 PCB 汚染絶縁油や低濃度 PCB 汚染物・処理物は、ストーカ炉において通常の産業廃棄物と一緒に焼却処理される。1 日に油は 24kL、汚染物・処理物は 10t の能力がある。同社は低濃度 PCB 廃棄物のほぼ全ての品目の許可を取得しており、保管事業者のニーズに応じた形で対応が可能である。

焼却炉から出る排ガスは、バグフィルタによって粒子状のダイオキシン類が取り除かれる。さらに、ダイオキシン類除害装置でガス状のダイオキシン類を除去し、無害化したのち、大気に放出する。

同センターでは、第三者機関による加熱残渣の無害化チェックのほか、自社分析室にてモニタリングを行っているとのことだ。

●施設見学

この後、市原ニューエナジーの処理フローに沿って、焼却炉、タービン発電等の各施設と、隣接する農業用温室「まんだのファーム」を歩いて見学した。温室の中では、植え付けられたばかりのみょうがの若芽が、青々と育っていた。

市原ニューエナジーの見学風景

最後に、杉田建材の安定型最終処分場にも立寄り、見学させていただいた。

今回の施設見学では、非常に丁寧な説明と案内をいただき、当初の予定を大幅に超えて 2 時間以上にわたった。

杉田グループの皆さまに改めて感謝申し上げます。

建設汚泥・PCB・法改正で勉強会

15 時 40 分より、東京建設業協会会議室をお借りして、勉強会を実施した。講師には、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課から、須田邦義氏（審査係長）、黒岩秀之氏（規制監視係長）、中村陽子氏（PCB 処理対策担当係長）を招き、3 つのテーマで話を聴いた。

●建設汚泥を取り巻く状況

須田係長

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック大会開催準備等により、建設汚泥が大量に発生している。今後も中央リニア新幹線等の大規模工事により、発生量の増加が見込まれるものの、再資源化・再利用が進んでいない。

東京都は、都発注工事や民間工事において排出される建設汚泥について、発生抑制や各種リサイクルの促進をガイドライン及び指針で定めている。また、『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』に掲げる「エコマテリアルの利用の促進」の具体的取組みとして、公募により建設汚泥改良土の利用促進のためのモデル事業を採択し、新たなルールの確立・普及を目指している。

●PCB 廃棄物の適正な処理に向けて都の役割

PCB 特措法（2001 年制定）、ストックホルム条約（2002 年締結）等により、PCB 含有電気機器類を使用、または保管する所有者は、期限内の適正処分等が義務付けられている。

中村係長

東京都は「PCB 機器の期限内処理の推進」を重要課題のひとつと捉え、都内における PCB 廃棄物の保管・処分の状況を把握するとともに、実態調査により都への未届出者の把握に努め、処理期限・処理方法を周知していくとした。このほか、都の役割として、中小企業等への助成事業、都内の PCB 処理施設の安全稼働を指導するための立入検査の実施、さらに、PCB 濃度分析の義務化等を国に要望していくこと等が紹介された。

● 廃棄物処理法・災害対策基本法の改正

黒岩係長

本年 8 月に施行された廃棄物処理法・災害対策基本法の改正について、主な改正内容が紹介された。

いずれも、東日本大震災や、近年の災害における経験により、事前の備えと大規模災害時における適正な処理を確保しつつ、円滑且つ迅速に災害廃棄物の処理を行うために必要な措置が盛り込まれている。

都は、発生が想定される首都直下、東海・東南海地震に備え、事前に処理体制を確保することに加え、災害廃棄物に対する目標を設定している。今後の主な施策として『東京都災害がれき処理マニュアル』を抜本的に見直し、『東京都災害廃棄物処理計画』を策定する予定とのことだ。

産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）は平成 27 年 10 月 20 日㈫ 13 時 30 分から、エッサム神田ホール（千代田区神田鍛冶町）に於いて、今年度第 2 回の安全衛生研修会を開催した。東京労働局労働基準部安全課産業安全専門官の成田光志氏を講師に招き、『産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について』をテーマに講義を聴いた。

（取材・塩沢 美樹）

1. 東京の労働災害発生状況

講師の成田氏

東京都における労働災害による死傷者数(休業 4 日以上)は、平成 21 年に 9,101 人と最少を記録したものの、その後は年 10,000 人前後で推移している。また、廃棄物処理業の労働災害による死傷者数は、年 150 ～ 200 人でほぼ横ばいである。

産業廃棄物処理業では**「はさまれ・巻き込まれ」「墜落・転落」**といった災害が多く、建設業や製造業と傾向が似ていることが特徴だ。

2. 最近の労働災害の事例

産廃業界で多いとされる労働災害の最近の具体的事例を挙げ、防止対策と関係法令等について詳細に解説された。

一例を挙げると、「はさまれ・巻き込まれ」災害では、特に、ベルトコンベヤの修理作業中の事故が多発しているとのことだ。最近では、汚泥搬送コンベヤのチェーンの張り具合を確認するため、コンベヤの運転を止めないまま点検口から覗き込んだ作業者が、部品に挟まれ死亡するという重大な災害が発生している。

機械の安全性は以前と比べて格段に高くなっているが、そうした中でも多いのが、修理や点検作業中の事故だ。主に、機械を止めずに作業することが原因なので、会社は作業者の不注意があっても災害にならない準備、つまり「カバーをつけないと電源が入らないようにする」「電源を切らないと掃除できないようにする」といった工学的対策を最優先すべきだ。そのうえで、作業手順書の作成等の管理的対策もあわせて必要だ。ただし、管理的対策は守られなければ意味がない。マニュアルに「作業中は必ず電源を切る」と書いてあっても、作業効率向上を理由に、電源を切らないことが習慣化している場合も多い。これを知っていて見逃していると、会社も責任を問われることになるので注意してほしいとのことだ。

厚生労働省と労働災害防止団体は、休業 4 日以上の死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、**『STOP! 転倒災害プロジェクト 2015』**を開始した。高年齢労働者が転倒した場合には、休業日数が長くなる傾向が見られ、労働者の一層の高齢化が見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底が求められている。

また、昨年は記録的な大雪により、2 月の転倒災害の発生件数が大幅に増加した。会社は、天気予報にも気を配り、事前に対策してほしいとのことだ。

大勢が熱心に受講

3. 安全衛生対策の手法

安全衛生対策を進めるうえで最も重要なのは、労働者の安全や健康を守るという経営トップの強い意識だ。特に産廃業界で発生している災害は、「転倒」などの日常生活でも起こりうる災害が多く、会社も労働者も、労働災害防止に対する意識が希薄になりがちなのだそうだ。経営トップが「安全衛生方針」を表明し、一人一人が実践することにより、全員参加で労働災害の撲滅に取り組んでほしいとのことだ。

安全対策の手法として、**「見える化」**の取組みが紹介された。廊下に「とまれ」表示、曲がり角にはミラーを設置、注意事項をイラストにして危険箇所に掲示するなど、すぐに取り入れられる事例は、**職場のあんぜんサイト『あんぜんプロジェクト』**で公開されている。

☞ http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject

4. 法改正事項

①ストレスチェック制度

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止等を目的として、平成 27 年 12 月 1 日からストレスチェックの実施が義務化される（50 人未満の事業場は努力義務）。ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレスの要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の 3 領域を含む必要があり、検査の結果、一定の要件（高ストレスと判定された者など）に該当する労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。

なお、人事権を持つ職員が、ストレスチェック調査票の回収や閲覧をすること、また、結果を人事判断に使うことも法律上禁止されるなど、実施の方法や取扱いには注意が必要とのことだ。

詳細は厚生労働省のウェブページ等でご確認ください。

『ストレスチェック制度導入マニュアル』

☞ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150709-1.pdf

②リスクアセスメント

労働安全衛生法が改正され（平成 28 年 6 月 1 日施行）、一定の危険有害性のある化学物質（640 物質）について、事業場におけるリスクアセスメントと譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務付けられたので、取扱う産業廃棄物に含まれているかどうかご確認ください。

☞**『職場のあんぜんサイト　SDS』で検索**

事務担当者会議開催報告

平成 27 年 10 月 23 日㈮、第 20 回関東地域協議会事務担当者会議が東京で開催された。この会議は、毎年持ち回りで、今年は東京が開催当番県となった。

当日は、群馬県を除く一都七県 12 名の参加があり、施設見学、都内視察、懇親会の流れで進め、懇親会終了後、都内に宿泊される方と日帰りの方があった。この会議の発足は、普段、あまり接触の機会の少ない近隣県協会事務局スタッフ同士の情報交換等を促進するため始まったと聞いている。

以下、順を追って報告する。

会議風景

施 設 見 学

午後 1 時、ゆりかもめテレコムセンター駅にて集合し、貸切りマイクロバスにて施設見学先である成友興業株式会社城南島事業所に向かった。当事業所は、東京スーパーエコタウンの一角に位置し、建設工事現場から発生するがれき類・泥土を受入れている。がれき類は再生路盤材の製造だけでなく、全国で初めて事業化した「加熱すりもみ方式」により、コンクリート用の再生骨材 H（JIS A 5021）を製造している。

泥土は、脱水・造粒固化により、高品質の改良土を製造し、加熱すりもみ工程で発生するセメント粉は泥土を混練するための固化剤として利用することにより、100％のリサイクルを目指している。

到着後、早速、検査担当の月澤さんから、当事業所の事業内容について説明をいただいた。説明は、パワーポイントと実物の再生品を確認しながら進められたため、非常にわかりやく参加者の質問等も要を得たものとなり、参加者全員大変勉強になった。本誌面を借りて月澤さんへ改めて感謝の意を表したい。

繰り返しになるが、当事業所の特徴は、やはり何と言ってもコンクリートがらや汚泥・汚染土壌を適正に処理することは勿論、基本的に全てをリサイクルしており、残渣を出していないことである。

コンクリートがらの再生については、筆者はこれまで、言葉としては、幾度となく再生砕石とか再生骨材とか聞いていたが、人に聞いてはみるものの具体的イメージは全く持てないでいた。今回の視察での説明でよく理解することができた。再生砕石は、簡単に言うと、建設現場等から出たコンクリートがらを単に砕いたものだ。再生骨材は、コンクリートがらや戻りコンクリートを砕き、先に述べた「加熱すりもみ方式」により、石灰等の付着物を除去したものだ。特に、戻りコンクリートを材料にした再生骨材Hは、新築ビル建設でバージン骨材と同様に使えるそうだ。これまで路盤材として活用されてきた再生砕石は、近年、過積載の取り締まり強化などもあり、道路の傷（いた）みが軽減され、最上部のアスファルトだけの交換が主になってきている。結果、路盤材としての需要はほとんど無くなってきている。こうした中にあって、再生骨材Hを筆頭に、再生骨材や再生砕石の利用目途拡大は喫緊の課題と言える。月澤さんが「都市から出たものは都市に返す」とお話しになっていたが、環境保全、資源循環の意味からも、ただ言葉だけにしておいてはいけないと実感した。

次に、泥土（汚染土壌）について少し触れる。土壌汚染が環境問題として認識されて以来、汚染土壌を適正に処理するための法律等が制定され、規制が強化されてきている。

当企業は、東京都で唯一、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の処理業許可を取得している。汚泥（泥土）や汚水は、第一種改良土や第二種改良土となって再利用されていく。

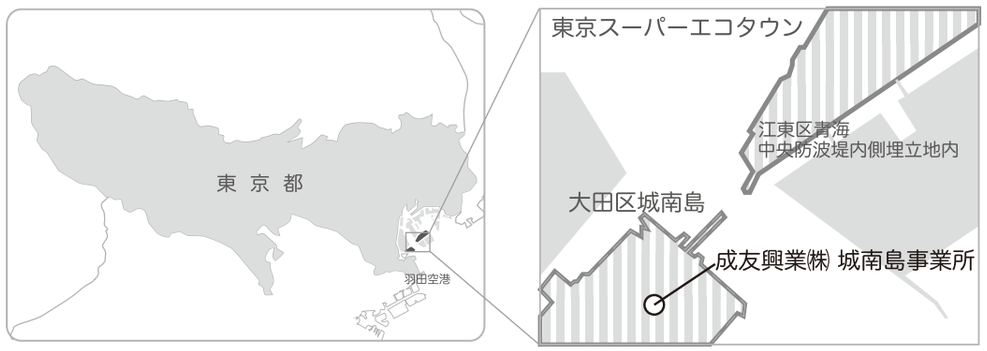

こうした取組みが評価され、成友興業株式会社は、去る10月27日、『平成27年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰』で国土交通大臣賞を受賞していることを報告して施設見学の報告を閉じる。

都内見学

施設見学で見聞を広めた一行は二番目の「施設見学」先に向かった。筆者としては、少し前から、東京ならではのアーバンな感じで施設見学・懇親会ができればいいのではといった趣旨のことを話していた。この意向を鋭くかつ完璧に実現してくれたのが、今回の会議担当の佐伯さんだ。見学先は、新宿ルミネの7階にある「ルミネ the よしもと」である。よしもとお笑いタレントによるパフォーマンス（笑いの連続だったので何組出演したか正確に覚えていない。7組くらいか）に90分間があっという間に過ぎ去っていった。筆者もＴＶではなく「生」での経験は初めてであったので、意義深い「施設見学」となった。

懇親会

笑いころげた一行は、懇親会の場に移った。なにせ今回は、東京ならではの「アーバンな感じ」がキーワードであるため、懇親会場は、新宿歌舞伎町のど真ん中とした。たまたま金曜日の午後6時過ぎ、不夜城歌舞伎町の夜明けの時間帯である。みなさんがはぐれないように、会場までの引率は当職の役割だ。途中、ゴジラをカメラに収めたりしながら会場に無事到着した。

懇親会の席には、東京開催という地の利もあり、全産廃連の冨樫さん、振興センターの須賀さんにも駆けつけていただいた。当協会事務局スタッフも仕事を終え、全員到着し、懇親の場が始まった。途中、つがる三味線の生演奏では、一同興味深く聴き入っていた。

楽しいひと時というのは、過ぎ去る時間が早いもので、あっという間にお開きの時間となった。

最後に、今回の東京開催に忙しい中、足をお運びいただいた各協会の皆様、施設見学を快くお引受けいただいた成友興業株式会社城南島事業所様に心より感謝の意を込め報告とさせていただく。

（事務局長　横手 浩次）

懇親会にて三味線に聴き入る

平成27年度新規事業
電子マニフェスト操作体験セミナー

東京都産業廃棄物協会は、平成27年10月6日㈫14時より、Winスクール新宿本校大教室（新宿区西新宿）において、『電子マニフェスト操作体験セミナー』を実施した。

これは、㈶日本産業廃棄物処理振興センターの協力を得て行われたもので、電子マニフェストシステム（JWNET）のデモシステムを利用して、同センターの新井博司氏（情報処理センター業務推進部普及対策室長）により、操作方法が説明された。

電子マニフェストの導入を検討している方、または既に導入している企業の実務担当者を対象とし、参加者1名ずつにパソコンが用意された。参加者は、セミナー用に用意されたIDとパスワードを使用し、排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者のすべての立場となって、それぞれの入力方法を学んだ。約1時間30分の講義の後、活発な質疑応答がおこなわれていた。参加者は15名であった。

インストラクターの新井氏

当協会では、電子マニフェストの仕組みやメリット、導入方法等について説明する『**電子マニフェスト導入実務研修会**』、電子マニフェスト導入にあたっての疑問点や円滑な導入手順、導入後の運用や操作方法等について面談形式で相談員が答える『**電子マニフェスト個別導入相談会**』も実施する。詳細については日本産業廃棄物処理振興センターHPをご確認ください。

☞ http://www.jwnet.or.jp/jwnet/event/index.php

（取材・塩沢 美樹）

一人ずつパソコンの前で受講

質問には当協会職員が個別に対応

エコアイランド宮古島視察研修会

～島嶼（しょ）型低炭素社会システムを学び清掃ボランティアにも参加～

講習会場前にて宮古島市役所エコアイランド推進課の富浜係長（前列右から２人目）とともに

東京都産業廃棄物協会青年部は、相川部長、石田副部長、矢部副部長をはじめとする８名の部員により、平成27年10月15日㈭より17日㈯の３日間の日程でエコアイランド宮古島視察見学会を実施した。

目的地の宮古島市は内閣総理大臣認定による、当時全国13ヵ所の『環境モデル都市』の中で、唯一の離島モデルである。島嶼（しょ）型の低炭素社会システム構築に向け、国内の自治体のみならず世界から注目されている。今回の研修では、①自然エネルギーを活用した最新環境システム、②水理地質を活かした世界で初めての大型地下ダム、③島の特徴を活かした社会システムについて学び、今後の各市町村・各社でのノウハウの共有、提案などに生かすことと、地域への貢献としてのビーチクリーンのボランティア活動を研修目的とした。

今回、事前準備の段階から、当日の講義、見学までを宮古島市役所エコアイランド推進課の富浜係長様にご対応頂き、参加者全員が関心を持って宮古島市の取り組みと現状を学ぶ事ができた。先ずは、誌面をかりまして心より御礼申し上げます。

エコパーク宮古

一同は、宮古空港に到着後直ぐに『エコパーク宮古』へ向かい、富浜係長による講義を受けた。人口約55,000人、面積約205㎢、全６島にまたがる宮古島市の産業及び概要と、環境政策、取り組み事例、今後の取り組みについてご説明頂いた。宮古島特有の透水性の高い琉球石灰岩の地下にダムの建設を行い、安定した水資源の確保に成功した。宮古島では経済発展と共に、CO_2排出量を2050年までに約70%削減（2003年度比）するという高い目標を掲げている。具体的な取り組みとしては、電気自動車の普及、新エネルギー（バイオ燃料）によるクリーンエネルギー自動車の普及を行っている。現地でも社用車、個人所有車など多くの電気自動車を見ることができた。また、宮古島独自の小型電気自動車政策実証事業などを行っており、島内の自動車関連事業を担う、人材・技術の育成にも積極的に取り組んでいる様子がうかがえた。国土交通省が進める超小型モビリティーの公道走行が認定されている数少ない自治体でもあり、未来の社会システムを宮古島でイメージする事ができた。おおもとの電力供給の部分では、大型ソーラーパネル、風力発電を行っており、電力会社とともに、『離島マイクログリッド実証事業』に取り組んでいる。スマートコミュニティ実証事業として、IT技術を駆使した島内電力需給の最適化を目指しており、エネルギー自給率を高め、新しいビジネスモデル構築と地域経済活性化や雇用創出を図っている。自然環境や産業、島内のどこへでも約40分圏内というコンパクトさを活かして、独自の取り組みを行っており、非常に興味深かった。島だからこそできる取り組みは、日本の離島のみならず、海外の離島にも大きな影響を与えることができると感じた。新エネルギーの取り組みの一つとして、バイオエタノール製造施設を訪問した。宮古島の基幹作物であるさとうきびの製糖残渣を原料としたバイオエタノール利用やエタノー

富浜係長の講義風景

さとうきび製糖残渣利用のバイオエタノール製造設備の視察

宮古島市の方との交流会（郷土料理と島唄のお店にて）

ル製造時に発生する残渣液の土壌還元等による、島内におけるさとうきびのカスケード利用を通じた循環型社会の構築に取り組んでいる。バイオエタノールはガソリンスタンドを通じてバイオエタノール混合ガソリンとして販売され、一部は工業用エタノールとして利用されている。一同、施設の維持管理が徹底されていることを感じることができた。

今回は、いわゆる施設見学や研修に留まらず、島の方との交流や島でのボランティア活動、美しい自然の見学も目的とした。晩御飯は、郷土料理のお店を予約し、宮古島市の方と互いの日常や身近な話題で盛り上がった。今後も交流を継続する事を誓い、最後は三線と島唄の生演奏とともに全員で揃って踊った。

島唄にのせて

ビーチクリーンボランティア

最終日は宮古島市の清掃ボランティアへの申込みをし、白浜の海岸が見渡す限り続く東洋一美しいと言われる与那覇前浜にて、ビーチクリーンを行った。宮古島でボランティアのごみ拾いを行う場合、専用のごみ袋を使用することが決まっている。宮古島は風が強い影響か、ビーチ脇の植生が多い部分に廃棄物がたまっており、それらの回収を行った。発泡スチロールやプラスチック系の廃棄物が多く見受けられた。また、近隣諸国からの漂流廃棄物も目立っていた。回収したごみは、市の方のご協力を得て、市の処理施設へ搬入した。

ビーチで回収した漂着廃棄物

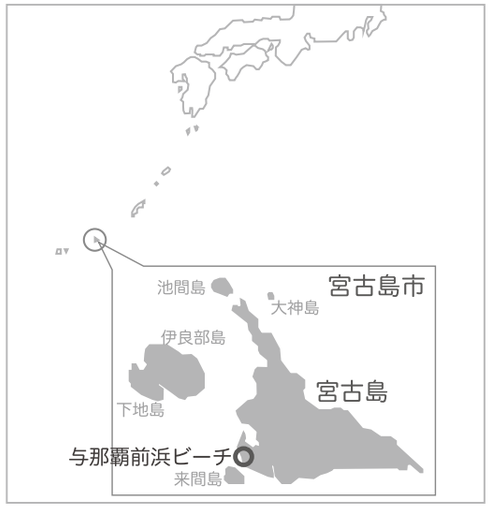

ビーチクリーンにご協力くださった市役所の守武氏（右から４人目）とともに与那覇前浜にて

本報告の最後に、自然の美しさと厳しさを肌で感じられる機会を、青年部として共有できた貴重な３日間でした。

この機会を与えてくださった、富浜様と守武様に心より御礼申し上げます。そして、再会できます事を願っております。

（青年部・研修委員会委員長
㈱ハチオウ　森 雅裕）

東産協ロゴ入りのビブスでビーチクリーン

表紙の言葉

●**今月の写真**：イソギンチャクカクレエビ
〔学名：Periclimenes brevicarpalis　英名：Short hand commensal（共生）shrimp〕
●**撮影者**：阿部 秀行 氏　●**撮影地**：沖縄県（座間味）　水深 10 m
●**生息地**：房総半島以南の南日本～インド・西太平洋　大型のイソギンチャクと共生
●**撮影者コメント**：イソギンチャクに住むえびの仲間で、イソギンチャクの触手の間で暮らしています。体長は 3㎝程で、透明な体に大きな白い斑点があり、しっぽの先端には、黒で縁取りされた黄色の丸い模様が５つあります。写真のエビはメスで、おなかの横に大きな白い斑点があることで見分けられます。オスにはこの斑紋はありません（小さい写真）。イソギンチャクと一緒に暮らし、身を守ってもらっていますが、イゾギンチャクにとっては利益をもたらさないようです。これを偏利共生（へんりきょうせい）と言うそうです。つまり居候ですね。

平成 27 年度　施設見学会

～ ㈱クマクラ・石坂産業㈱ 訪問 ～

㈱クマクラにて　熊倉社長（前列中央）とともに

平成 27 年 10 月 16 日㈮に、女性部見学会の一環として、埼玉県にある㈱クマクラ、石坂産業㈱を訪問致しました。午前中は㈱クマクラへお伺いし、工場（所沢エコ・プラント）の視察を行いました。現地到着後、熊倉社長よりご挨拶頂き、会社概要を DVD にて拝見しました。こちらの DVD は社員の方が撮影・作成されたそうです。所沢エコ・プラントは、昨年の３月におよそ３分２をリニューアルし、プラントの屋根に太陽光パネルを設置するなど自然エネルギーへの移行を推進しているとのことでした。工場見学では、混合廃棄物の選別プラントにて、１次・２次に分けた手選別レーンを設置している他、品目ごとに破砕するプラントや圧縮梱包機を拝見し、リサイクル選別が徹底されていると感じました。

午後は石坂産業㈱へお伺いし、石坂産業特製の「三富弁当」を頂きました。その後石坂社長の講演を拝聴し、工場等敷地内を拝見しました。石坂産業では「三富今昔村」という、工場だけでなく自然や周辺地域の今昔を学習できる見学が設けられていました。講義では、「産廃業界のイメージを変えたい・きちんと挨拶が出来、社員が楽しく夢をもって働ける場所にしたい」という思いでどのようなことを行ったのか、社長の熱いお話をお伺いすることが出来ました。社員ひとりひとりに考えさせる環境を作ったり、「石坂技塾」という社員が先生（一部は外部の講師）となり、他の社員に講義をするといった社員教育に関するお話はとても興味深いものでした。

その後拝見した工場内では、粉塵が飛散しないように高性能の集塵機を設置するなど、環境に配慮した様々な工夫がされておりました。また、生物保全活動の一環として処理施設に隣接している「くぬぎの森」を作り、JHEP 認証（公益財団法人 日本生態系協会が運営している、生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価、認証する制度）にて、ランク最高の AAA 認証を受けられたそうです。この AAA 認証は、国内では六本木ヒルズと石坂産業のみ取得しているとのことで、保全活動への取り組みに対する意識がかなり高いことが見受けられました。くぬぎの森や工場を含めた敷地面積はおよそ 16 万平方メートルとなるそうです。

石坂産業㈱にて

石坂産業㈱・石坂社長

今回の見学で学んだことを、今後の女性部での活動や自社へ還元して参りたいと思います。

誌面にて大変恐縮ですが、㈱クマクラ、石坂産業㈱の皆様、お忙しい中誠にありがとうございました。

（JFE 環境㈱　永吉 慶子 記）

女性部のホームページをリニューアルしました！

過去の『女性部だより』は、こちらからご覧いただけます。

www.e-lady21.tokyo

青年部　（相川部長）

平成 27 年 10 月 21 日㈬ 15 時より、14 名の幹事により幹事会を開催した。

まず、総務委員会より 9 月分の収支報告と青年部入退部員に係る報告があった。続いて研修委員会からは、9 月 16 日㈬に開催された採用セミナー研修会の報告、次年度の研修事業の候補について報告があった。また 11 月 6 日㈮に開催される神奈川県青年部との交流事業について、詳細報告があった。コミュニケーション委員会からは、10 月に行われた国内施設視察研修事業の報告があり、この度作成した横断幕、ビブスの取扱い規則について話し合われた。その他、次年度の事業計画や役員候補等の新体制について協議が行われた。

次回の幹事会は、11 月 18 日㈬ 13 時よりハロー貸会議室淡路町 7 階にて開催する。その後、同会場にて収集運搬委員会と合同開催の『交通事故防止研修会』を開催する。

医療廃棄物委員会　（五十嵐委員長）

平成 27 年 10 月 29 日㈭ 15 時より、8 名の委員により開催した。

コスモ理研㈱山中委員から同社・鈴木委員への交代願いがあり、承認された。

引き続き、9 月 11 日㈮に神奈川県で開催された医療廃棄物合同懇談会の報告があり、勉強になるので継続すべきであること、テーマの取り扱いについて改善点があるので次回の参考にすることなどの意見が出された。また、11 月 20 日㈮に開催する排出事業者向けセミナーについて当日の役割分担など、最終調整を行った。

次回の委員会は年明けの予定。

身近な ヒヤリ・ハット事例 Part 91

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	交差点走行中	交差点を左折する際、歩行者が渡るのを待ち、歩行者信号が赤になったので左折開始をしたら、自転車が飛び出して来たため、巻き込みそうになった。	信号が赤になってすぐは、遅れて進入する自転車等を予測し、死角で見えない位置には特に気を付け、ミラーを可動させたり、安全窓で確認をする。
2	一般道路で	走行中	前車が急停車したので、追突しそうになった。	十分な車間を取って走行する。
3	一般道路で	走行中	ダンプがウインカーを出さずに左車線に車線変更してきた。自車が死角に入っていた様で、接触しそうになった。	周囲に注意して、自分が避けるつもりで運転する等、防衛運転を常に心掛けておく。
4	高速道路で	走行中	高速道路の分岐点で、前を走っていた車が迷ったらしく、急に停止したため追突しそうになった。	最悪の事態を考えて、十分な車間を空け、分岐手前ではスピードを落として走行するよう心掛ける。
5	高速道路で	走行中	強風での高速道路走行時、前の車の木屑が降ってきて自車にぶつかりそうになった。	高速道路では特に車間を空けて走行する。
6	現場で	現場入場時	現場にバック入場の際、後方を人が通り過ぎ、接触しそうになった。	バック時は、必ず降りて周囲を確認し、左右のサイドミラーを見て、窓を開け、後ろを見てもらいながらゆっくりバックする。
7	現場で	コンテナ作業中	現場でコンテナ作業中、作業員がコンテナの近くを通り、接触しそうになった。	周囲の動きに注意しながら作業を行い、声を掛けて危険を知らせるようにする。
8	現場で	コンテナ作業中	コンテナ交換時、監督の誘導で、バックする時に「オーライ」と言われたが、天井が低かったため危うくコンテナが接触しそうになった。	誘導だけではなく、自分で必ず確認してから作業する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

講師余談・古代史散歩

大王だけのものでなかった？巨大古墳

3世紀の初めに奈良盆地東南部の纒向の地に出現した王都が、邪馬台国の卑弥呼の都かどうかは別として、初期ヤマト王権の所在地であることは明らかだ。しかし、ヤマト政権（天皇家）と初期ヤマト王権が同一の系統かどうか謎に包まれている。最古の巨大前方後円墳・箸墓（墳長280㍍）が初代天皇：神武の陵墓であれば話がスッキリするが、通説では神武から開化まで9代の天皇の実在性は否定されている。

箸墓は卑弥呼の墓ではない？　実在の初代天皇といわれる10代崇神の陵墓は5番目の大王墓＝行燈山古墳（墳長242㍍）だとするのが大方であるから、その前の4つの大王墓の主が謎として残る。最初の箸墓古墳は倭迹迹日百襲姫（やまとととひももそひめ）の陵墓とされており、彼女を卑弥呼とみて卑弥呼の墓とする説が主流になりつつあるが、卑弥呼やその後継＝台与の時代はまだ不安定な時期で、巨大前方後円墳の築造は無理だとする考えもある（寺沢薫ほか）。なお、倭迹迹日百襲姫本人の陵墓とすることは、初代大王墓の主にふさわしい実績がなく、彼女が第7代孝霊の娘とされているものの、崇神の妹とみる説もあるなど、世代のあまり変わらない巫女であり、その墓が初代天皇とされる崇神の墓より大きくなることは考えにくい。

プラットホーム形古墳の出現　また、「やまと」地域の6大王墓のうち、桜井茶臼山古墳とメスリ山古墳は、以前触れたように大王墓として申し分のない規模と内容であるにもかかわらず、天皇家陵墓としての伝承がない（記紀に登場しない）という謎に包まれている。この二つの大王墓は、神武東征の伝承にかかわりのありそうな鳥見山（とび）古墳群にあり、前方後円墳ではあるものの、前方部が箸墓のようなスロープ形ではなくプラットホーム形をしているのも気になるところだ。

そこで、初期大王墓の形について詳しく見ていくと、1番目の箸墓の場合、後円部の頂から一度下って、前方部の端までまたせり上がるスロープの通路の形となっている。2番目の西殿塚古墳（墳長234㍍）の場合は、後円部の頂から下りてきたまま端に向かってせり上がらず、代わりに大きな二重の壇が乗っている形となっている。

ところが5番目の行燈山（崇神陵）は、後円部の頂から下りてきてそのまませり上がらないのは西殿塚と同じだが、前方部に大きな壇は乗っておらず、上面はほぼ平らなままで終わっている。最後の6番目の渋谷向山（景行陵310㍍）も、前方部は端まで平らなまま長くなっている。前方部の上面は、箸墓のような美しいスロープではなく、長いプラットホームの形となり、かなり異なる印象をうける。

桜井茶臼山古墳の被葬者は？　ここで、天皇家陵墓の伝承がない3番目、4番目の桜井茶臼山古墳（208㍍）、メスリ山古墳（墳長250㍍）についてみると、参考図（『天皇陵の謎』84頁）のとおり、これらもまた前方部（柄鏡形（えかがみ））の上面が平坦でかなり細長いプラットホーム形をしている。初期大王墓にプラットホーム形が入ってきたのが、ヤマト南部の外山（トビ：桜井市の鳥見）の地にある桜井茶臼山古墳だったというわけだ。この地こそ神武東征伝承において、大和に侵入した神武が長髄彦（ながすねひこ）との激しい戦闘を繰り広げた鳥見の地であり、神武の名前であるイワレヒコのイワレ（磐余）の地にも隣接しているのだ。

このことから、西から流れ込んできた神武が鳥見での闘いに勝利し、ヤマト連合を構成する王たちの仲間入りを果たしたのではないか、そして、プラットホーム形の前方部を持つ大王相当の墓が2代にわたって築造され、基盤が安定したのち晴れてヤマトの中心部に移り、3代（崇神）が名実ともに大王として扱われ大王墓を築造したのではないか、という推測も成り立つ可能性があると思うがどうだろうか？

考古学の松木武彦（国立歴史民俗博物館教授）は、巨大古墳の前方部の変化に注目し、独特のスロープ形からプラットホーム形への変化は、単なる建築様式の流行の推移にとどまらない変化があったとみる。そのうえで、奈良盆地東南部に集中していた大王墓が、その後奈良盆地北部（奈良市）に移ると、箸墓型のスロープ状の前方部がまた復活するとも指摘している。

崇神より古い大王墓の謎を追い、その形の変化を見ているうちに、南方二基（桜井茶臼山、メスリ山）をヒントに神話に過ぎないとされる神武（に相当する人物）が、実在していたかもしれない話になったが、実は南方二基についてもっと違う話もある。

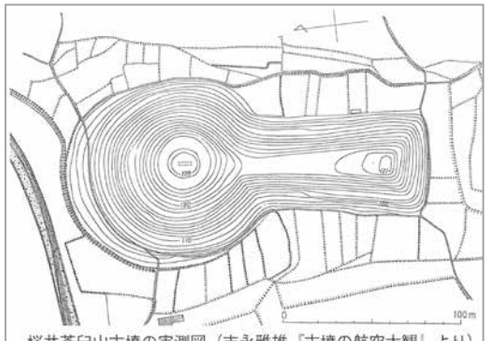

桜井茶臼山古墳の実測図（末永雅雄『古墳の航空大観』より）

天皇でなくても大王墓に!?　明らかに大王墓相当である桜井茶臼山、メスリ山に天皇陵伝承がないという謎について、その理由は、天皇＝大王そのものの陵ではなく王権内の有力者の墓だからだとするもので、「王権内有力者」説といわれるものだ。記紀によれば、崇神天皇のヤマト王権の版図拡大に大きな活躍をした4人の将軍がおり「四道将軍」と称されている。そのうち二人は親子で、父の方をオホビコ（大毘古命、大彦命）といい崇神の叔父にあたる。オホビコは北陸道を、子のタケヌナカワワケは東海道を平定して進み、二人は今の福島県で出会った後、大和に帰還したという。出会った場所が会津と言われるようになり、ヤマト王権の北限となる。この大きな功績のあった天皇家一族の親子の陵が桜井茶臼山（親）、メスリ山（子）だというのだ。

メスリ山古墳は、200本を超える大型円筒埴輪で有名だが、方形壇の下にある二つの竪穴石室から膨大な量の武具が出土している。特に、弓の矢の先端部につける鏃（ぞく）は柳葉式の銅鏃で236本、鉄製の槍先は212本以上と前例のない数量だ。このため、メスリ山の被葬者は副葬品から見て「きわめて武人的な性格」であるといわれ、崇神の従兄弟とされる王族将軍タケヌナカワワケのイメージにぴったり合うのだ。説得力がありそうだが真相はどうか。ところで、大王墓の被葬者に王権内有力者も含まれるとなると、大王墓の謎解きがさらに難しいことになってしまう！

（古川 芳久）

*『古墳とは何か－認知考古学からみる古代』松木武彦（2011 角川選書）
*『古代王権と古墳の謎』（歴史読本 2015年1月号特集）

投稿・ＴＴＴ会だより

第11回 銚子マリーナトライアスロン大会

「安心してください。はいてますよ」

TTT 会思い出の大会、銚子マリーナトライアスロン大会に森、濱松が参戦してきました。10 年前 TTT 会結成当時に、2 回目に出た大会です。レースは一度経験していたため、意気揚々と参戦したことを思い出します。その中で、今年亡くなられた TTT 会のリーダー泉さんのブーメランパンツでのレース姿は（当時もあまり見かけない）今でも忘れられません。

レースは世界選手権出場後 2012 年までは毎年出場していましたが、その後は休養していたため、3 年ぶりのレース参戦となりました。きっかけは、トライアスロンをこよなく愛し TTT 会を引っ張ってくれた泉さんの突然の死。追悼の意を込め出場することにしました。

当日、天気は快晴、風も弱く絶好のレース日より。スタート前に森さんや仲間と健闘を誓い、スイムスタートラインに立ったところ、後ろから「濱松さん」と声を掛けられ、誰かと思い振り向いたら、東京ボード工業の前田さんでした。彼は今年２度目の大会だそうです。偶然出会った前田さんとも健闘を誓い合い、いよいよスイムスタート。銚子の海は海水と砂が混じり、白く濁って視界が悪い状態。初戦はそれが嫌でパニック症状となりタイムロスをした記憶が蘇りましたが、今回は何とか冷静を保ちクリア。バイクチェンジの着替えでロスしましたが、タイムはそれなりにクリア。最後のランは苦しみながらも何とか無事ゴール。久し振りの大会でレース感も掴（つか）めず、苦しい状態でしたが楽しめました。やはり、試合は出ないとダメだと痛感しました。

来年は、泉さんが願っていた世界平和を念頭に、トライアスロンで貢献できるよう、大会にも出ようと思います。

泉さん有難う！

（㈱吉田商会　濱松 直親 記）

ゴ～～～～～ル！

協会の主な今後の日程

（平成 27 年 11 月 1 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
11	6	金	「第 14 回産業廃棄物と環境を考える全国大会」　13:30 ～ 17:20 ／　交流会　18:00 ～ 20:00	ホテルニューオータニ佐賀
			東京都・神奈川県協会 青年部　交流事業（ビーチクリーン）　10:30 ～ 15:00	神奈川県藤沢市片瀬海岸
	10	火	法制度検討委員会　合宿集中会議　13:00 ～	アジア会館
	11	水	↓　～ 12:00	
			広報委員会　10:00 ～	協会会議室
			常任理事会　13:30 ～　／　第 22 回理事会　14:30 ～	協会会議室
	12	木	< 協会実施 >「電子マニフェスト導入実務研修会」 導入説明会 10:00 ～　／個別導入相談会 14:00 ～	エッサム本社ビル別館
	18	水	収集運搬委員会　13:30 ～	協会会議室
			収集運搬委員会・青年部 合同研修会 「企業における交通事故防止のあり方とその必要性」　15:00 ～	ハロー貸会議室淡路町
	19	木	女性部　幹事会　13:00 ～　／　勉強会　14:30 ～	協会会議室
	20	金	医療廃棄物委員会　第 1 回医療廃棄物排出事業者向けセミナー 「医療廃棄物処理の実務のポイント」　13:30 ～	エッサム本社ビル 3 階グリーンホール
	24	火	新入会員と協会役員との懇談会　11:00 ～　／　常任理事会　13:30 ～	協会会議室
	27	金	第 55 回関東地域協議会　会長会議 12:00 ～／協議会 14:00 ～／懇親会 17:00 ～	パレスホテル大宮（埼玉県）
			中間処理委員会　京都研修	
	28	土	↓	
12	4	金	中間処理委員会　15:00 ～	協会会議室
	5	土	関東地域協議会女性部会・部会長会議	
	7	月	< 協会実施 >「電子マニフェスト導入実務研修会」 導入説明会 10:00 ～　／個別導入相談会 14:00 ～	エッサム本社ビル別館
			中間処理委員会　中和脱水分科会　15:00 ～	協会会議室
	9	水	広報委員会　10:00 ～	協会会議室
			常任理事会　13:30 ～　／　第 23 回理事会　14:30 ～	協会会議室
	16	水	青年部　部長・副部長会議　13:00 ～　／　幹事会　15:00 ～	協会会議室
	17	木	女性部　幹事会　／　勉強会	協会会議室
	28	月	< 仕事納め >	
1	6	水	< 仕事始め >	
	13	水	常任理事会　13:30 ～　／　第 24 回理事会　14:30 ～	協会会議室
	15	金	全産廃連 ; 理事会	明治記念館
			全産廃連 ; 社団法人化 30 周年記念講演会／新年賀詞交歓会	明治記念館
	22	金	新春講演会　16:00 ～　／　賀詞交歓会　18:00 ～	青山ダイヤモンドホール
	25	月	法制度検討委員会　15:00 ～	協会会議室

税務相談

顧問　公認会計士
梅　澤　　隆

平成 27 年税制改正 他

～法人税・消費税・個人所得税・資産課税～

Q 平成 27 年 4 月 1 日以降適用される税制改正事項のうち身近で、関係があるものを教えてください。

回　答

▌法人税改正

1　法人税率の引き下げ

法人税の基本税率が 23.9% に引き下げられました。平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用になります。

法人事業税所得割の税率も引き下げられ法人実効税率は 32.11% となります。

（中小企業の軽減税率の特例）

所得金額 800 万円以下の部分に対する税率 19% → 15% の適用期限は 2 年延長し、平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度まで適用されます。

法人税率の改正経緯

改正年度	基本税率	中小法人の軽減税率
平成 2 年度	37.5%	28%
平成 10 年度	34.5%	25%
平成 11 年度	30 %	22%
平成 21 年度	30 %	18%　（本則 22%）
平成 23 年度	25.5%	15%　（本則 19%）
平成 26 年度	復興特別法人税の創設 ↓ 復興特別法人税の廃止	10% の付加
平成 27 年度	23.9%	15%　（本則 19%）

国・地方合わせた法人税率の国際比較（2014 年 9 月現在）

日本	・・・	34.62%
アメリカ	・・・	40.75%（カリフォルニア州）
フランス	・・・	33.33%
ドイツ	・・・	29.59%
中国	・・・	25.00%
韓国	・・・	24.20%
イギリス	・・・	21.00%
シンガポール	・・・	17.00%

国際比較で見る限り日本の法人税率は高いことになります。

平成 26 年 6 月 24 日閣議決定・経済財政運営と基本方針の中に法人税改革があり、日本の立地競争力を強化するとともに、我が国の企業の競争力を高めることとし、その一環として法人実効税率を国際的に遜色のない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手しました。

さらに平成 27 年度税制大綱で大法人向けの法人事業税所得割については外形標準課税の拡大に合わせて現行 7.2% の標準税率を平成 27 年度に 6.0%、平成 28 年度に 4.8% に引き下げ、国・地方を通じた実効税率は平成 27 年度 32.11%、平成 28 年度 31.33% になるとしています。

2　欠損金繰越控除制度の見直し

中小法人以外の普通法人の青色欠損金の控除限度額が、次のように引き下げられました。

現　行	繰越控除前の所得金額の 100 分の 80 相当
平成 27 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日までの間に 開始する事業年度	欠損金額控除前の所得金額の 100 分の 65 相当
平成 29 年 4 月 1 日以後 開始する事業年度	欠損金額控除前の所得金額の 100 分の 50 相当

中小法人等については改正前の控除限度額（所得の 100% 相当額）のままとなっています。

具体的事例
（中小法人の場合）
たとえば前期が赤字で欠損金が１億円ある時、当期は黒字で所得が１億円ある場合、欠損金と所得が相殺され所得はゼロとなり、法人税は発生しません。
（大法人の場合）
現行では 80% は控除でき、20% については法人税が発生することになります。
H27.4.1 ～ H29.3.31 では 65% は控除できますが、35% については法人税が発生することになります。すなわち、欠損金が残ってしまうことになります。残った欠損金は次年度以降で相殺することになります。

3　繰越控除期間及び帳簿書類の保存期間の延長

青色欠損金、災害損失金の繰越期間が 10 年（改正前 9 年）に延長されました。

それに伴い、帳簿書類保存要件における保存期間も 10 年に延長されました。

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されます。

消費税課税関係

消費税率の 10% への引き上げの施行日が平成 29 年 4 月 1 日とされました。

請負工事等に係る経過措置の指定日が平成 28 年 10 月 1 日とされました。

附則 18 条 3 項（景気判断条項）は削除されました。

消費税の税率経緯

	～ H26.3	H26.4.1 ～ H29.3.31	H29.4.1 ～
国の消費税	4%	6.3%	7.8%
地方消費税	1%	1.7%	2.2%
合計	5%	8 %	10 %

個人所得税関係

NISA の限度額引き上げとジュニア NISA 制度の創設

・各年分の非課税管理口座に受け入れることができる上場株式等の取得価額の額の限度額が 120 万円（改正前 100 万円）に引き上げられました。
上記は、平成 28 年分以後について適用されます。
・未成年者口座
未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されました。
若年層へ投資のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ることを目指しています。
効果として
① 若年層への投資のすそ野の拡大
② 高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機に
③ 長期投資の促進が期待されています。

概　要

制度を利用可能な者 ・	0 歳～ 19 歳の居住者
年間投資上限額 ・・・	80 万円
非課税対象 ・・・・・	上場株式、公募株式投信等
投資可能期間 ・・・・	平成 28 年 4 月から平成 35 年 12 月末日
非課税期間 ・・・・・	投資した年から最長 5 年間
口座開設手続き ・・・	マイナンバーを提出して口座開設手続きを行う
運用管理 ・・・・・・	原則として親権者等が未成年者のために代理で運用を行う 18 歳まで払出し制限がある

資産課税関係

（住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し）

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、非課税限度額と良質な住宅用家屋の見直しがなされ、その適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されました。

（結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置）

直系尊属が子、孫等名義の金融機関の口座に結婚、妊娠、出産、育児に必要な資金を拠出する際、子、孫ごと一定額を非課税にする制度です。

概　要
・ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 までの間の贈与に適用
・ 受贈者は、20 歳以上 50 歳未満の者であること
・ 贈与者は、受贈者の直系尊属であること
・ 金融機関との間で締結した「結婚・子育て管理契約」に基づくものであること
・ 非課税限度額は、受贈者一人につき 1,000 万円
（結婚に際して支出する費用は 300 万円）
・ この特例を受けようとする者は「結婚・子育て資金非課税申告書」を金融機関を経由した所轄の税務署に提出すること

事務局だより

厚生年金保険の保険料率が、平成27年9月分（同年10月納付分）から、0.354%引き上げられ、17.828%となった。これを事業主と従業員とで折半しての負担となる。

これは、2004年の政府の年金改革で、同年から毎年0.354%ずつ引き上げ、2017年（平成29年）以降は18.3%とすることが決まっているからだ。

理論上は、給与所得者にとって、給料そのものが上がらない限り、実質的な所得減となる。

所得といえば、過日、ＴＶ神奈川で、神奈川県住宅供給公社が経営する公的機関としては全国で初めてのケア付高齢者住宅が紹介されていた。入居者の平均年齢は84歳、複数箇所施設があるが、どの施設の入居者も元気溌剌そのものである。この元気の秘訣は、入居者の活動メニューが高品質な形で提供されていることに起因しているとのこと。入居金は、年齢等によっても違うが、5,000万円前後で、これとは別に運営管理費みたいなものが毎月10数万円かかる。筆者自身今頃考えても、もう遅い。この番組をみていた愚妻が、「お父さんが死んで、この家を処分したら、私も入れるかも」といった趣旨のことをもごもごつぶやいていた。

さて、去る10月15日、一都三県建設混合廃棄物意見交換会が開催された。この意見交換会は、我々処理業者が「建設廃棄物」の適正処理及び資源循環を推進するためには、然るべき処理コストがかかることを排出事業者に広くわかってもらうことが必要であるとの考えで発足した経緯がある。当日は、議事に加え、「社会保険未加入問題」と「持込みドライバー等の法的位置付け」について、それぞれ社会保険労務士と弁護士をお呼びして講演をいただいた。

「社会保険未加入問題」について少し触れる。社会保険加入による法定福利費は、会社にとって大きな費用負担に直接つながる。現在、国は、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境をつくりだそうとしている。これは先に発足した意見交換会の適正処理のためのコストに包含されるものでもあり、国の施策と機軸を同一にしている。

講演では、社会保険の加入義務は、①全ての法人事業所、②常時従業員を5人以上雇用する個人事業者にあること。また、厚労省の動きとしては、未加入会社について国税庁のデータ（マイナンバー）を使って調査し、加入義務があるにもかかわらず、加入に応じない場合には強制加入を求める動きを強めていること、加入について、現在、厚労省は、自主的に加入した事業所は、原則として「遡及してまでの加入は求めない」というスタンスでいること。しかし、加入指導を拒否し続けた事業所は、最大2年の遡及もあり、そうなった場合、従業員にも負担分を遡って負担してもらうのは現実的に不可能であることから、負担額は、社員10人程度の会社でも数千万円になること等の話があった。

社会保険未加入問題。厚労省はどうやら本気のようだ。（横手）

編集後記

まさに晩秋、広葉樹の色づきも一段とあでやかとなっています。皆様には芸術、スポーツそして食の彩を満喫されていますでしょうか。今年の冬は暖冬傾向のようです。近頃は地球環境の変化によるものなのか、気象予報そのもの難易度が上がってしまっているような気がします。そうは言っても、冬場への備えを怠ることはできませんので、適切に準備頂ければ、幸いです。

協会の各委員会・部会では研修会、視察見学会が行われています。本号でもそれらの内容を掲載しました。質問等がありましたら、事務局へご一報下さい。また、それらの活動に参加の意向がございましたら、これも事務局へ問い合わせてみて下さい。

9月のマニフェスト頒布実績は前年同月比で80%を割り込みました。いつも申し上げていますが、複数の要因があると考えています。しかしながら、結果は結果ですので、協会収支の悪化は避けられないところです。こうした事態に対して、事務局ではいくつかの対応策を実行していますが、なんといっても一番効果が望めるのは会員数の増加です。どうか、未加入の業者の方への勧誘を是非ともお願いします。

ノーベル賞の受賞、ラグビー・ワールドカップでの日本代表の活躍など、これまでの努力が大きな成果をあげていることが大きく報道されています。何事も不断の努力でしょうか。諦めずにコツコツと積み重ねることが肝要のようです。

（乙顔）

とうきょうさんぱい

第32巻 第8号　通巻第303号

平成27年11月10日発行

発行人　高橋俊美

企画・編集　広報委員会

発行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101－0047
東京都千代田区内神田1－9－13
柿沼ビル7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

新規会員募集へのご協力のお願い

～協会組織の充実 ・ 強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

当協会にご参加をいただきますと、協会組織としてのスケールメリットを活かした事業活動や信用力のある事業展開にもつながります。

つきましては、会員企業の皆さまには、是非、いまだ未加入の関係企業にお声かけいただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047　東京都千代田区内神田 1-9-13　柿沼ビル７Ｆ
TEL（03）5283-5455　FAX（03）5283-5592
http://www.tosankyo.or.jp/

「とうきょうさんぱい」　通巻第三〇三号　平成二十七年十一月十日　発行人　高橋俊美　発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

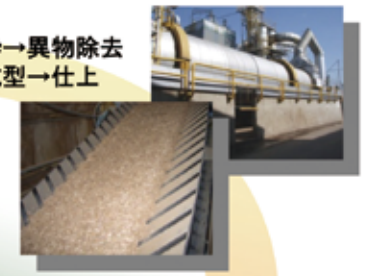

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667